（㊒様式第１号）

再 就 職 援 助 計 画

雇用対策法

雇用保険適用事業所番号						-							-	

雇用対策法（昭和４１年法律１３２号）第２４条第３項又は第２５条第１項の規定に基づき、下記により、再就職援助計画の認定を申請します。

平成　　年　　月　　日

事業主　住所

氏名

事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
氏名については、氏名押印又は自筆による署名で記入すること。

公共職業安定所長　殿

記

１	申請事業主の現状	(1)事業所数　　ヵ所	(2)常時雇用する労働者数　　人
２	再就職援助計画を作成する事業所の現状	(1)名称	(4)事業の種類
		(2)所在地	(5)再就職援助担当者 役職　　氏名
		(3)連絡先	(6)常時雇用する労働者数　　人
３	再就職援助計画作成に至る経緯		
４	計画対象労働者等	(1)計画の対象となる労働者（離職を余儀なくされる者）　　人 (2)計画期間　　年　月　日 ～　　年　月　日	
５	再就職援助のための措置		□労働移動支援助成金受給を希望
６	労働組合等の意見	労働者代表者氏名	
備　考			公共職業安定所受理印

注意　１．３欄については、事業規模の縮小等に関する資料（別紙１）を添付すること。
２．４(1)欄については、計画の対象となる労働者の氏名、生年月日、年齢、雇用保険被保険者番号、離職予定日、再就職援助希望の有無及び雇用形態を含む事項を記載した計画対象労働者に関する一覧（別紙２）を添付すること。
３．６欄については、労働組合等の同意の有無を明らかにすること。

※ 処理欄	認定番号	第　　号	決裁欄				
			所　長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	担　当
	認定年月日	年　月　日					

〔記入上の注意〕

⑴　１の⑴の欄には、申請の日における「再就職援助計画を作成する事業所」を含む申請事業主の全ての事業所数を記入してください。

⑵　１⑵の欄には、⑴の全ての事業所で申請の日において常時雇用する労働者（臨時に期間を定めて雇用される者、日々雇い入れられる者、季節的業務に雇用される者、試みの使用期間中の者等を除く者とし、これらの者であっても申請事業主に継続して６か月以上雇用されている者又は継続して６か月以上雇用されることが予定されている者は含むものとする。なお、１週の所定労働時間が２０時間未満の労働者は含まれない。２⑹の欄において同じ。）の数を記入してください。

⑶　３欄については、工場や事業所の閉鎖、生産量縮小の計画等事業規模の縮小等の内容及びその理由について記載するとともに、別紙１「事業規模の縮小等に関する資料」を添付してください。

⑷　４⑴の欄については、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる者の合計数を記載するとともに、内数で障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２条第１号の障害者）の数を括弧書きで記載してください。また、別紙２「計画対象労働者に関する一覧」を添付してください。

⑸　５欄には、実施を予定している再就職援助のための具体的な措置を以下の例のように記載してください。また、事業主が再就職援助計画の対象となる者（雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６０条の２第１項第１号に規定する一般被保険者でない者、当該事業主に一般被保険者として継続して雇用された期間が１年未満である者及び当該事業主の事業所へ復帰の見込みがある者を除く。）の再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託する等の要件を満たした場合に支給される雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１０２条の４に規定する労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）の受給を希望する場合には、□の中をチェックしてください。

（例）

１　取引先企業や関連企業への再就職あっせん
２　取引先企業、公共職業安定所、公益財団法人産業雇用安定センター等の求人情報の提供
３　求職活動や教育訓練受講のための有給休暇の付与
４　教育訓練受講のための費用負担
５　再就職相談室の設置
６　再就職に係る支援の職業紹介事業者への委託

⑹　６欄の労働者代表者氏名は、自署によるものとしてください。

⑺　本計画の認定後、計画対象労働者のうち４５歳以上６５歳未満の者（雇用保険法第３８条第１項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第４３条第１項に規定する日雇労働被保険者を除く。）について、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号。以下「高齢法」という。）第１７条第１項に規定する求職活動支援書を作成し、その内容を記載した書面を当該支援書に係る労働者に交付した場合については、雇用保険法施行規則第１０２条の５第２項第２号に規定する求職活動支援基本計画書の提出をしたものとして取扱うことができます。

この場合には、あらかじめ、備考欄に、次の事項を記載してください。

①　高年齢離職予定者（定年又は継続雇用の終了により離職が予定されている者を含む４５歳以上６５歳未満の者）の数
②　本計画の再就職援助担当者と高齢法第１７条第２項の規定に基づき選任した再就職援助担当者が異なる場合は、後者の役職及び氏名